

	企業・団体名	委員名	返信日	資料1(運用状況)	資料2(お知らせのひな型)	資料3(新たな活用)	資料4(xml対応状況)	資料5	資料6(調査)	その他
学者・有識者	上智大学 学校法人 神戸市外国語大学	音 好宏 芝 勝徳	3月24日 3月24日			4/5ページ ② 課題の整理に積極的に協力する意思があり、貢献が見込まれる企業等 ③ 参加費を負担することに同意し、今後発生する見込みの費用負担にも理解のある企業等の「企業等」に③の継続的な費用負担は見込めないのですが、貢献できると認められれば学術や企業との共同研究で大学が申請できる余地を残していただけに幸いです。				
	東京大学大学院情報学環	宇田川 真之	3月24日		ひな型集ご作成おつかれさまでございました。商品としては、前回の会議でご要望あったように、避難情報に続いて、お知らせについても地図図化対応いただけたら、商品としての価値が高くなると思います。 →避難情報の地図化の対応状況をふまえて検討します。	試行となると、本格的なシステム開発の予算確保や販売先の確保(他組織への配信のケース)は難しいと思いますので、新規事業者(内部での利用のケース)の場合は、参加費が高額ですと、敷居が高いかなと思います。 試行によって、金額の相場観を把握することなどが主目的でしたら、ビジネス展開を検討される企業が応募しやすいように敷居は低めにしておいたほうが安心かなという気はしました。 すでに大手企業さんなどから大丈夫そうな感触を掴んでおられるのなら余計なことですが。。 →あくまでトライアルであり、先々の提供条件が確定しておりませんので、「これを機にビジネス展開を検討する企業」の参加は想定しておりません。したがって、敷居を低くして多数の企業の参加を求めることは想定していません。 有償化にむけた商品としては、現状のメインは避難情報と思われると思います。 安全情報という性質から、網羅性や情報精度は要求されると思います。 そのため「情報の正確性向上」の取組があるものと存じますが購入検討者からは、「発信されている避難情報のうち、どの程度が <input type="checkbox"/> 入力されているか」問い合わせがありそうな気がします。 また、商品説明として、どの程度網羅できているかは提示できたほうが購入を検討しやすく、あとのクレームも抑制できるかと。 来年度、大きめの台風の後に、自治体へアンケートをするなどしてLアラートへの入力率を把握するようなことが、商品化には必要になってくるかとも思いました。 →トライアルの結果を持って、あらためて検討します	出水期前までの対応予定数は15ということでしょうか。(2月28日以降、申し込みは増えているのでしょうか) →出水期に対応できるようにシステム改修に取り組まれているのが15団体となります。 情報伝達者側でも開発の検討のために、どこかのタイミングで、この規模の制度の変更になると影響が大きいので、総務省殿と内閣府、および気象庁、国交省、消防庁などで継続的に情報交換・協議いただくような枠組みの設置が望ましいと感じます。 現状は、大きな災害後のたびごとに、検証やガイドライン改訂の会議がその都度開催されて、あまり継続的な枠組みではないと思います。			
自治体	東京都 広島県	須田 徹 佐藤 伸樹	3月6日	(資料1、資料2をあわせての意見) このことについて、各地域の総合通信局が主体となって、情報発信者(特に、ライフライン事業者)に加入を促していると思います。お知らせ情報の発信には、ライフライン事業者のLアラートへの加入が重要であることから、早急に対応していただきたいと思えます。 →ライフライン事業者の加入については、引き続き各総合通信局が主体で促進を進めてまいります。(総務省)	(資料2、資料4をあわせての意見) 事例集やひな形の作成については、自治体側のお知らせ情報の発信が促進するきっかけになるため、大変良いことであると思います。 一方で、円滑に情報を伝達するためには、放送事業者側との摺合せは不可欠です。そのため、お知らせ情報の発信に当たっては、自治体と放送事業者とで話し合った上でお知らせの発信をする、または、ひな型を用いるように付け加えておくのが良いと思います。 資料29-4の24ページにありますお知らせ情報の発信について、「できれば都道府県から1件は発信をお願いします」とありますが、お知らせ情報の発信に関しては、どのような種類の情報発信を想定されているのでしょうか。いわゆる被災者支援情報は、市町村が主体的に発信することが多いため、県で発信する内容は限られるように思います。 →都道府県から発信される情報としては、県ホームページに住民向けに掲載している、「台風接近に伴う注意喚起、被害情報、災対本部設置」等の情報を想定しています。	意見等はありません。	(資料4、資料5をあわせての意見) 令和2年2月6日開催の第5回中国地域Lアラート連絡会において、情報発信者側がxml2.0に対応した際であっても、情報伝達者側がxml2.0に対応しない場合は警戒レベル5の伝達が行われないため、本県より、警戒レベル5における全国統一の伝達手法を示すように要請したところではありますが、本委員会の資料には記載がありません。Lアラート全国合同訓練2020において、自治体がxml2.0に対応した場合は警戒レベル5の発信を訓練シナリオに盛り込むように記載がありますが(資料29-4の別紙1-1)、貴重な訓練機会を生かすために、本県の要請に対して、早急に方針を示していただきたいと思います。 →各地域の情報伝達者(メディア)の対応(システムの作りも含む)が異なるため、一律の提示は控えさせていただきます。 一つの方法として、リリース予定の、Lアラートビューワでしたら、xml2.0に対応済の情報発信者から発信された情報を確認可能です。xml2.0に改修するまでの暫定措置手段として、情報伝達者にLアラートビューワをご活用いただく方法もあるかと思っておりますので、ご参考になさってください。			意見等はありません。

